

案

令和4年度摂津市小規模保育事業A型募集要項

摂津市教育委員会事務局
次世代育成部こども教育課

1. 募集の目的

摂津市では、令和2年3月に策定した「第2期摂津市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童の解消を図るべく保育所等の整備を進めています。現在、市内の待機児童の状況は、安威川以北地域において、1歳児を中心とした低年齢児が多いことから、この地域において、0歳児から2歳児の保育を担う小規模保育事業A型を整備することで、待機児童数を減少させることを目的としています。

2. 募集施設・募集件数

(1) 募集施設

募集施設は以下のとおりです。

- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第10項に規定する小規模保育事業で、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年摂津市条例第24号。以下、「条例」という。)に規定する小規模保育事業A型の基準を満たす施設であること。
- ・施設の定員は6名以上19名以下であること。
- ・「3. 募集地域」に所在する施設であること。

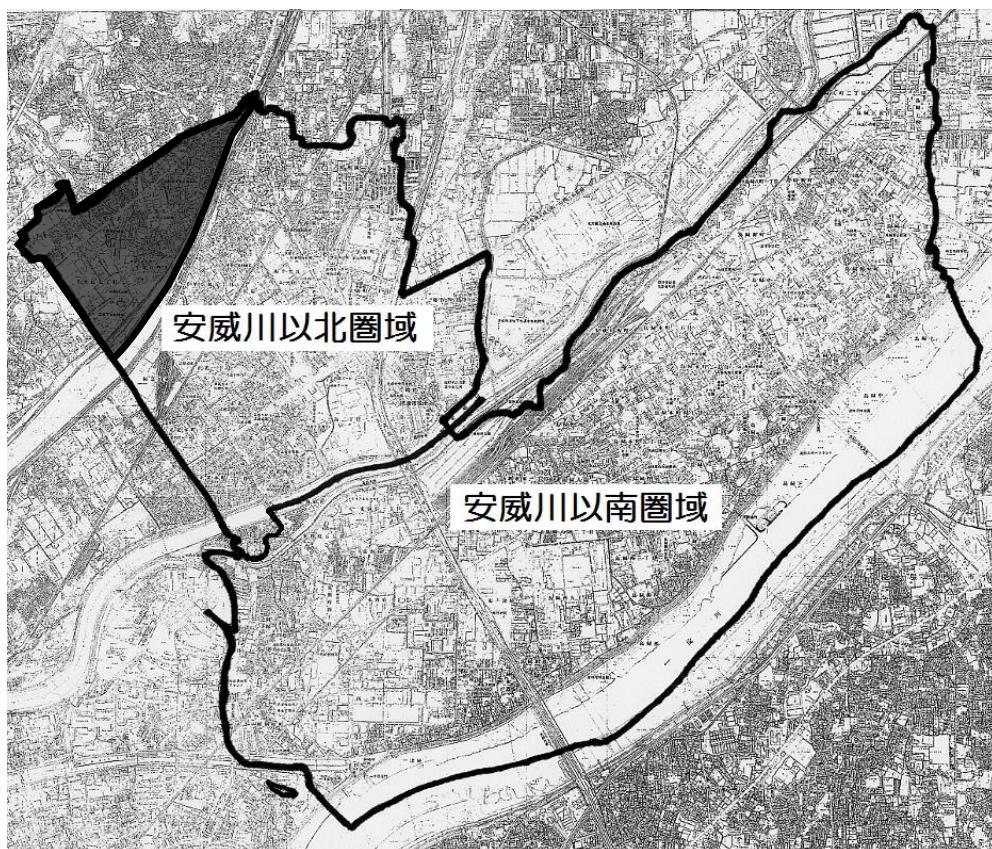
(2) 募集件数 1件

(3) 開所時期 令和5年4月1日

3. 募集地域

安威川以北圏域のうち特に整備が必要な次の地域

千里丘一丁目～七丁目、千里丘新町



4. 運営主体の条件

事業を実施する主体の条件は以下のとおりです。

- ・法人格を有すること（社会福祉法人、学校法人、株式会社など※法人の種類は問わない。）。
- ・児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当するものでないこと。
- ・児童福祉事業に熱意と識見を有する事業者であること。
- ・令和4年4月1日時点で、他市町村も含めて保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業の運営実績があること、又は、2年以上摂津市内において認可外保育施設の運営実績があること。
- ・事業の代表者及び役員等に、摂津市暴力団排除条例（平成23年摂津市条例第13号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者に該当する者がいないこと。
- ・事業を行うのに必要な経済的な基礎があること。社会福祉法人又は学校法人以外の者が小規模保育事業を行うにあたっての経済的な基礎があると認められる基準は、次に掲げる基準とする。
 - ① 小規模保育事業の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により有していること。なお、年間事業費の算定にあたっては、公定価格を用いる等客観的な基準によること。
 - ② 小規模保育事業を行うために必要な土地又は建物について、貸与を受ける場合は、当該土地又は建物は、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できるものであり、かつ、それらの賃借料は適正な価額であること。

③ 貸借料の財源について、安定的に貸借料を支払い得る財源が確保されていること。①に規定する資金のほか、②に規定する貸借料の1年間分に相当する額と500万円（1年間の貸借料に相当する額が500万円を超える場合には、当該1年間の貸借料に相当する額）の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により有していること。

④ 貸借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

- ・「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第1の3（2）から（4）までに定められた指針の内容に合致すること。
- ・事業者及び事業者が現に運営している施設において、過去2年間に実施された所管庁等による監査・実施指導で重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けている場合であっても、適切な改善報告がなされている場合は、この限りではない。

5. 施設の建物・土地に関する条件

事業を実施する建物・土地の条件は以下のとおりです。

- ・事業者が自ら所有する又は賃借する物件であること。賃借の場合は、安定的・継続的な賃借が可能なものであること。
- ・安定的・継続的な賃借の判断については、社会福祉法人にあっては「社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について」（平成26年12月12日雇児保発1212第2号・社援基発1212第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長・社会・援護局福祉基盤課長連名通知）に基づくこと。また、社会福祉法人以外のものにあっては「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発0524002号・社援発0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・厚生労働省社会・援護局長連名通知）第1の3（1）、（2）及び（3）に準ずることを原則とする。
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の関連法令の要件を順守したものであること。
- ・既存建物である場合は、建築検査済証（紛失している場合は建築確認台帳記載事項証明）によって完了検査が行われたことが確認できること。
- ・建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物、又は、耐震診断などによって新耐震基準を満たすことが証明できる建物であること。
- ・事業者の責任において周辺住民、事業者等に十分な説明を行い、開設の理解が得られるものであること。
- ・事業実施にあたって土地・建物の賃借を予定している場合は、公募への申込み時点で確実にその確保が証明できる書面の写し（契約書又は確約書）が提出できること。
- ・事業実施にあたって土地・建物の取得を予定している場合は、公募への申込み時点で確実にそ

の確保が証明できる書面の写し（契約書又は確約書）を提出すること。

6. 施設・設備の基準

条例第29条に規定する基準を満たす必要があります。

7. 施設の運営に関する条件

施設の運営にあたっては以下の条件を満たすことが必要です。

- ・常勤の施設の管理者を設置すること。
- ・施設の定員は6名以上19名以下とし、保育の対象は3歳未満の児童とすること。
- ・職員配置基準は、条例第30条に定める配置基準を上回ること。また、事業実施にあたっては「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日府子本第571号等内閣府子ども・子育て本部統括官等通知）に定められる小規模保育事業A型の基本分単価に含まれる職員構成その他の規定を満たすこと。
- ・定員は0歳児、1歳児、2歳児ごとに設けること。なお、定員構成は0歳児≤1歳児≤2歳児とすること。
- ・0歳児を受入れる場合、原則生後8週間を経過した乳児からとすること。
- ・保育時間は1日につき11時間以上を原則とし、平日及び土曜日は原則開所すること。
- ・食事の提供については自園調理とすること。ただし、条例第17条に定める要件に適合する場合は、外部搬入とすることができる。
- ・調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）を順守すること。
- ・条例第7条に規定する連携施設を事業者自らの責任で開所時点において確保すること。ただし、開所時点での確保が難しいと見込まれる場合は、公募への申込み時点でその旨を示した書面と確保計画を提出すること。
- ・その他、関連法令、条例等に定める基準を満たしていること。

8. その他の条件

- ・児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等の関連法規を理解し、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、小規模保育の特性を鑑みながら、良質かつ適切な内容及び水準の保育を提供すること。
- ・本市の児童福祉行政に対し理解し、協力して本市の児童福祉の向上に寄与すること。
- ・他の保育所、認定こども園、幼稚園等と積極的に交流し、児童の健全な社会性の発達と健やかな成長に取り組むこと。
- ・保育時間中や保育送迎時の安全対策を講じること。

9. 選定方法

摂津市子ども・子育て会議小規模保育事業等選定部会において意見を徴収し、事業者を決定いたします。書面による審査と事業者へのヒアリングを行います。選定基準は別添「選定基準一覧表」をご確認ください。なお、事業者の得点が基準点に満たない場合は、事業者として選定いたしません。選定結果は文書にて送付いたします。なお、決定した事業者名については、市ホームページ等において公表いたします。

10. 選定と結果のスケジュール

公募のスケジュールは次のとおりです。

公募要項及び書類配布 令和4年8月1日（月）

申込受付期間 令和4年8月1日（月）～8月31日（水）

事業者ヒアリング 令和4年9月中旬

事業者決定 令和4年9月下旬頃

11. 提出書類と提出方法

（1）提出書類

- ① 摂津市小規模保育事業A型運営事業者申込書（様式第1号）
- ② 小規模保育事業A型事業実施計画書（様式第2号）
- ③ 経営者一覧表（様式第3号）
- ④ 経営者履歴書（様式第4号）
- ⑤ 職員体制計画書（様式第5号）
- ⑥ 管理者就任予定者の履歴書（様式第6号）
- ⑦ 定款及び寄附行為
- ⑧ 法人の登記簿謄本
- ⑨ 事業収支予算書（年間）（様式第7号）
- ⑩ 事業資金計画書（様式第8号）
- ⑪ 貸借契約書、確約書、同意書等、土地・建物の安定的な確保が証明できる書類
- ⑫ 直近3か年の決算書類
- ⑬ 残高証明書等、年間事業費等の確保が証明できる書類
- ⑭ 連携施設確保計画書（様式第9号）
- ⑮ 誓約書（様式第10号）

(2) 提出方法

- ・摂津市次世代育成部こども教育課へ持参の上、受付期限内に提出してください。
- ・提出書類はすべてA4又はA3サイズとし、フラットファイルの表紙及び背表紙に「摂津市小規模保育事業A型募集」及び事業者名を記載して正1部、副5部を提出すること。
- ・様式ごとにインデックス等で示すこと。
- ・提出書類は返却いたしません。
- ・応募にあたって提出した書類の差替え等は原則認めません。
- ・申請に要する経費等はすべて応募者の負担となります。
- ・証明書類の発効日については申請の3か月以内のものとすること。

| 2. 施設改修の補助について

施設の改修に係る経費の補助については、「摂津市保育所等改修費等支援事業費補助金交付要綱」に基づき、次のとおり施設整備に係る補助金を交付します。

- ・補助内容 開設に必要な経費（改修費等、備品、賃借料（礼金を含み敷金を除く。））
- ・補助金額 市長が必要と認める経費の4分の3（上限16,500,000円）

| 3. 決定の取り消し

事業者決定後に以下の事項が判明した場合は、決定を取り消します。

- ・申請書等、公募に関連する書類の内容に虚偽又は重大な誤謬があった場合。
- ・事業者の選定にあたって不当な要求を行ったり、委員に対して個別に接触等を行ったりしたことが発覚した場合。
- ・運営する他の施設等において重大な事故等があり、その原因が運営方法等にあった場合。
- ・その他、不正・不当な行為があった場合。

| 4. 問い合わせ先

摂津市教育委員会事務局次世代育成部こども教育課

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

TEL 06-6383-1184（直通） FAX 06-6319-1930

Email kodomo-kyouiku@city.settsu.osaka.jp

摂津市小規模保育事業選定基準一覧表

大項目	小項目	配点
事業の概況	事業所の立地	5
	建物等の適性性	5
事業者の基本方針	事業者の経営方針	4
	応募理由	4
	社会福祉事業等の実績	4
	摂津市での事業実績	3
小規模保育事業の基本方針・運営方針	保育理念又は保育目標	5
	保育方針	5
	保育活動の特色	5
	職員の育成方針	4
	食育に関する基本方針及び具体的な取り組み	5
	アレルギー対応など個食への対応	5
	支援が必要な児童の受入に関する基本方針及び具体的な取り組み	5
	地域活動への参加方針及び予定内容	4
	保護者との日常的連絡・コミュニケーションの方針	4
運営に関する基本事項	児童の健康管理に関する取り組み	5
	事故防止等の安全対策に関する考え方	5
	要望・苦情の受付・処理体制	5
	自己評価・外部評価等の実施予定	5
摂津市の小規模保育事業者としての適性	摂津市の小規模保育事業者としての適性	5
経営の安定性	財務状態	5
連携施設	連携施設の確保の有無・計画の実行性	3
合 計		100